

# 公共施設照明 LED 化事業

## 審査基準書

令和 6 年 6 月 17 日

加賀市

## 目 次

1. 審査基準書の位置づけ .....	1
2. 事業者の選定方法等 .....	1
1) 事業者の選定方法 .....	1
2) 審査の方法 .....	1
3) 審査の手順 .....	2
3. 第一次審査（資格審査） .....	3
4. 第二次審査（提案審査） .....	3
1) 基礎項目審査 .....	3
2) 審査項目による審査 .....	3

## 1. 審査基準書の位置づけ

本審査基準書は、加賀市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）に基づき特定事業として選定した「公共施設照明 LED 化事業」（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、「加賀市 PFI 事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が最も優れた提案を行った事業者を選定し、その結果を踏まえ、市が事業者を決定するための方法及び選定基準を示すものである。

## 2. 事業者の選定方法等

### 1) 事業者の選定方法

市は、事業者に対し、設計・施工から維持管理の各業務を通じて、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものである。このため、事業者の選定は、事業者が募集要項に規定する資格要件を充足しており、かつ事業提案の内容が、市の要求水準を充足することを前提として、公募型プロポーザル方式によって行う。

### 2) 審査の方法

事業提案審査に当たっては、市が設置した学識経験者等で構成する審査委員会において、参加者より提出された事業提案の審査を行う。

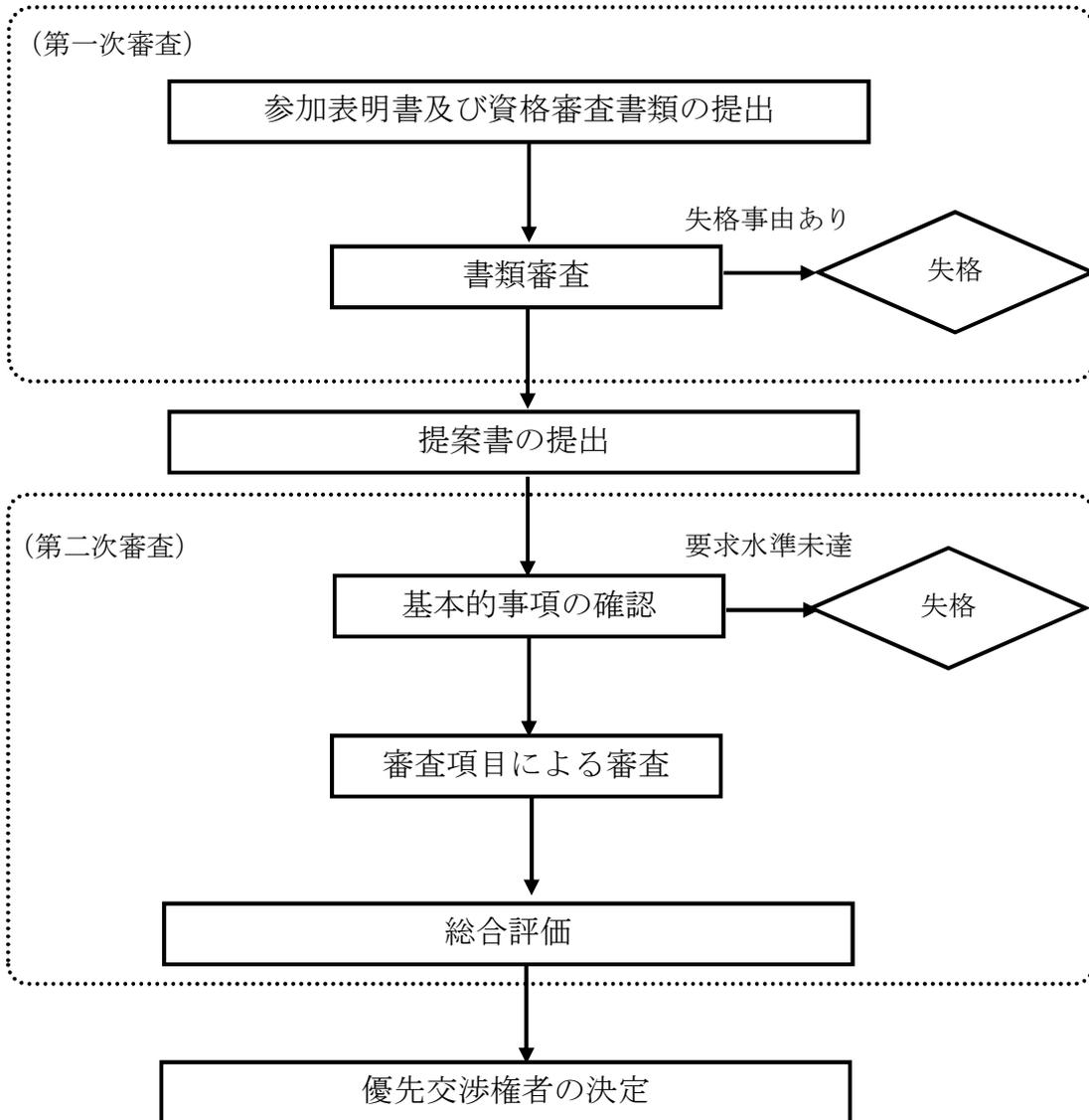
審査委員は、加賀市 PFI 事業者審査委員会設置要綱により 10 名以下とする。

審査委員会は、事業計画、施工計画及び維持管理計画を総合的に評価し、優秀な提案者を選定する。市は、優秀提案者の選定結果をもとに優先交渉権者を決定する。

なお、審査委員会は非公開とする。

### 3) 審査の手順

審査の手順は、次のとおりである。



### 3. 第一次審査（資格審査）

市は、応募者から提出された参加資格申請書について、募集要項に規定する資格要件を充足しているか確認する。参加資格が確認できない場合は失格とする。

### 4. 第二次審査（提案審査）

#### 1) 基礎項目審査

市は、応募者から提出された提案書及び価格について、募集要項及び要求水準書に規定する条件を全て充足しているかどうか確認する。募集要項及び要求水準書に規定する条件を全て充足していることが認められた応募者は適格とし、1項目でも充足していない参加者は失格とする。

#### 2) 審査項目による審査

##### (1) 評価方法

次に定める評価基準に基づき、提案内容（プレゼンテーションにおける説明等を含む）を総合的に評価し、採点する。評価の結果、最も評価点数が高い者を優先交渉権者とする。また、2番目に評価が高い者を次点交渉権者とする。

##### (2) 評価基準

次の評価基準に従い、評価する。

評価項目	審査内容	配点
全体評価	総合評価、経営状況、実施体制など	70
技術的評価	調査・設計方法、器具仕様及び選定、施工計画、維持管理方法など	160
環境配慮、事業検証報告	廃棄物の処理や分別方法の提案、定期報告など	70
事業の目的及び地域貢献評価	事業の目的に沿った内容か、地域貢献など	70
財政的評価	事業費、資金調達など	80
専門的評価	審査員の専門分野からみる評価	50
合計		500

### (3) 審査の流れ

提案の審査及び採点に当たっては、以下の要領で行う。

- ① 提案者が4者以上ある場合は、あらかじめ前項の評価項目について事前評価を行い、原則上位3者がプロポーザルによる審査・評価を受けることができるものとする。
- ② プレゼンテーションの出席者は、4名以内とする。
- ③ 提案者は、提案書をもとに、30分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、審査委員による質疑応答を15分程度行う。
- ④ プレゼンテーションは、令和6年8月1日（木）に開催する。なお、会場は加賀市役所とし、詳細は提案者に別に通知する。
- ⑤ 審査委員は提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査する。
- ⑥ 審査の結果、審査委員の合計評価点が最も高い提案をした提案者を最優秀提案者とし、事業委託契約に向けての優先交渉権者ととともに、以下次順位者を選定する。なお、審査の結果、合計評価点が最も高い提案書の提出者が同点で複数あった場合においては、これらの提案書の提案者についてのみ、あらかじめ設定した課題に対し提案された内容に関し、委員の合議の上、優劣の比較審査を行い、該当する評価項目に加算又は減算し、合計評価点に優劣をつける。
- ⑦ 優先交渉権者が委託契約を締結できない何らかの事由が生じた場合、次点交渉権者と交渉を行うことができる。
- ⑧ プレゼンテーションの際、参加者は必要に応じて市が用意した、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。

### (4) 結果通知

提案者に対して、速やかに審査結果を通知する。

### (5) 結果の公表

結果は市ホームページで公表する。

### (6) 審査に関する疑義の問い合わせ

選定されなかった事業者は、選定されなかった理由について疑義がある場合、結果通知日の翌日から起算して7日以内に書面（様式は任意）によりその理由を求めることができる。